



労働人事

LABOR LAW AND HUMAN RESOURCE

高朋は最も初期に設立した労働法専門チーム事務所の一社であり、この分野におけるサービスをお客様の全面的な法的ニーズを解決するための不可欠な一環としています。これまで数百の労働紛争仲裁と法務訴訟に代行し、複数の会社、企業（外国関連企業や外国会社などを含む）の長年の労働法務顧問と労働人的資源顧問などに務めてきました。高朋弁護士は省・市レベルの労働仲裁員を務めた経験も有し、また高朋は雇用主がリードしている北京企業連合会の労働法務事務顧問に務め、何回も企業連合会を代表して北京市人的資源と社会保障局へ立法と法改正に関する提案を提供しました。

労働人事分野における高朋の法務サービスには以下を含む：

- 労働紛争仲裁
- 労働紛争訴訟
- 労働事務特別法務顧問
- 労働人的資源管理プロジェクト顧問
- お客様に労働人事法に関するコンサルティングを提供する
- お客様を代行して労働人事に関する協議と交渉に参加する。
- お客様へ労働人事に関する法的意見書を発行する。
- お客様へ労働人事に関する規則制度、労働契約及びさまざまな法的文書を審査、起草、制定または修正する。
- 外国会社及び外国会社の国内代表会社に各法的コンサルティングサービスを提供する